



法学研究所
第112回
特別研究会

報告概要

EUは、域内市場での経済取引をより円滑に行うためにそれを阻害する法的な障壁を取り除くことを課題としてきた。ヨーロッパ契約法の統一も、そのための手段の一つとして取り上げられてきたが、学問的なレベルにとどまっていた。しかし、今回、EU委員会から提案されているヨーロッパ共通売買法規則は、こうした学問的な試みとは別の次元のものであり、ヨーロッパ共通契約法が正式にEUの法体系に取り込まれる大きなステップとなる。それは、契約当事者によって選択されることで拘束力ある規範として通用するものであるが、いずれのEU加盟国でもその内容が通用するEU規則(完全平準化のアプローチ)なのであり、大きな注目を集めている。世界的に有名なバーゼド教授は、この分野の第一人者であり、ヨーロッパ保険法の統一にも関与されている。この講演によって、われわれは最新の情報を得ることができるであろう。

2013年9月17日(火) 14:30~17:30

関西大学千里山キャンパス児島惟謙館1階第1会議室

ヨーロッパ契約法

ヨーロッパ共通売買法(CESL)への道

European Contract Law: The Way towards CESL

報告 ユルゲン・バーゼド

マックス・プランク外国私法・国際私法研究所所長
ハンブルク大学法学部教授

※報告言語:英語(通訳付)

コメント 中田 邦博

龍谷大学大学院法務研究科教授

通訳 カライスコス アントニオス

立正大学法学部専任講師

聴講
自由

司会 馬場 圭太

欧州私法研究班主幹、法学部教授